

# Turkish Tax Alert

TAX

January 4, 2013

## トルコにおける最近の税制改正

2013年1月1日公表された税制改正のポイントは以下のとおりである。

### 1. 財源使用税（RUSF）および負債による資金調達コストの増加

トルコ居住者に対する海外からの貸付は、通貨および貸付期間によって、RUSFの対象となる可能性がある。従前、RUSFは、外貨建て貸付かつ平均貸付期間が1年未満のものについては元本に対して3%が課税され、トルコリラ建てのものについては、貸付期間にかかわらず利息に対して3%が課税されていた。

今般の改正は、外貨建て貸付および金貸付のみを対象としている。新RUSF税率は下記表のように3年内の貸付期間に対して低減税率が適用されるため、RUSFを回避できるのは3年超の平均貸付期間の場合のみとなる（下表参照）。

RUSF		
貸付の平均満期	改正前	改正後
1年未満	3%	3%
1年以上2年未満	-	1%
2年以上3年未満	-	0.5%
3年以上	-	0%

なお、RUSFは銀行からの貸付がグループ会社からの貸付にかかわらず適用されることから、トルコの借り手にとっては追加的なコストとなる。

当該改正は、トルコ企業に対して、資本による資金調達もしくは、より長期的な外貨借入れを促し、トルコに安定的に外貨資金を根付かせることを意図している。

### 2. 印紙税率の引き上げ

印紙税は、トルコで署名または便益を受ける（トルコ国外で署名される場合）広範な書類が適用対象となる。2013年1月1日以降、印紙税の税率が15%引き上げられ、その結果、標準税率が0.825%から0.948%になった。

さらに、印紙税の課税標準限度額も2013年1月1日以降、1,487,397.70TLに引き上げられた。以下の表は2013年1月1日以降締結される契約に対する印紙税の税率表である。

印紙税率		
	改正前	改正後
契約（標準税率）	0.825%	0.948%
レンタル・リース契約	0.165%	0.189%
資金支払に関連する書類	0.666%	0.759%
各書類毎の課税標準限度額	1,379,775.3	1,487,397.7

印紙税は、契約書類を事業上多用する企業や、事業再編の過程で既存の契約書の更新／委譲が必要な企業にとっては重要なコストとなる。トルコにおいて、企業の契約書締結を促進することや未記録取引の防止のために印紙税コストの引き下げが議論されているものの、今回の印紙税率の引き上げは、政府が依然として印紙税を重要な税収のひとつとみなしていることを示唆している。

### 3. 特定の不動産取引に関する VAT 税率の引き上げ

150 m<sup>2</sup>以下の住居に関する不動産取引には、1%の VAT（軽減税率）が従前適用されていた。その一方で、それ以外の住居（土地／建物の価値にかかわらず）には 18%の標準税率が適用されていた。

今回の税制改正で当該軽減税率に制限が加えられた。改正法によれば、Metropolitan Municipality Law に規定されている大都市にすでに存在するもしくは建設が予定されている住居には、以下の土地の m<sup>2</sup>単価に応じて、以下の VAT 税率が適用されることになった。

- m<sup>2</sup>単価が 500TL と 999TL の間の場合、8%
- m<sup>2</sup>単価が 1,000TL 以上の場合、18%

上記以外の都市では、1%の軽減税率が継続適用されることになる。なお、上記新税率が適用されるのは、2013 年 1 月 1 日以降に建設許可を取得した住居建設計画からである。

改正の趣旨は、高級住宅に対する軽減税率の制限である。対象となる住居の購入者は通常、VAT を回収できない最終消費者であることから、当該税率引き上げは、政府にとっての税収増の一方、住宅取得費用の上昇につながるものである。

その一方で、不動産権利証書の登記費用についても 15%の引き上げがなされた。

### 4. 預金および参加型口座の源泉所得税率の段階的引き上げ

従前は、外貨／国内通貨建て預金の利息や参加型口座（イスラム銀行等）の参加利息は一律 15%の源泉税が適用されていた。改正により、税率は預金の満期および通貨により以下のように多様化した。

なお、下記新税率は、2013 年に新規開設もしくは更新された預金対象となる。

源泉所得税率		
預金の満期	トルコリラ建て	外貨建て
6 ヶ月未満	15%	18%
6 ヶ月以上 1 年まで	12%	15%
1 年超	10%	13%

当該改正は、個人による長期性預金の活発化を促し、銀行における短期預金での調達と企業の長期的な資金調達の需要という構造的なミスマッチを解消することを意図している。

税務に関するアシスタンスをご希望の方は、どうぞお気軽に下記 KPMG の税務専門家または小宮（ジャパンデスク）までご連絡ください。

連絡先リスト:

Name	Phone number	E-mail Address
Abdulkadir Kahraman	+90 216 6819004	<a href="mailto:akahraman@kpmg.com">akahraman@kpmg.com</a>
Ayhan Üstün	+90 216 6819020	<a href="mailto:ayhanustun@kpmg.com">ayhanustun@kpmg.com</a>
Eray Büyüksekban	+90 216 6819049	<a href="mailto:ebuyuksekban@kpmg.com">ebuyuksekban@kpmg.com</a>
小宮 祐二	+90 216 6819385	<a href="mailto:ykomiya1@kpmg.com">ykomiya1@kpmg.com</a>